

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた“小野市独自の支援策”

一般家庭の水道料金を6か月無料に！！

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市民の経済的な負担を軽減するため、水道料金を下記のとおり免除します。

1 免除の内容（免除対象者、対象範囲）

- (1) 一般家庭及び市内在住の個人事業者 **基本料金及び従量料金の全額**を免除
- (2) 上記以外の事業者 **基本料金のみ**を免除

		基本料金	従量料金
一般家庭		免除	免除
事業所	市内在住の個人事業者	免除	免除
工場	上記以外の事業者（※）	免除	—

（※）上記以外の事業者とは、次のような方です。

ア 法人名義で契約されている方

イ 市内在住の個人名義で契約している場合であっても、水道料金を法人名義の口座から振替納付されている方、又は、納付書の請求先を法人名義にされている方

ウ 契約者が市外在住（小野市内に住民票が無い）で、小野市内で事業をされている方

【注意事項】

- ① 官公庁の施設、公民館やごみステーションなど自治会が管理する施設、その他公共性の高い水栓は**対象外**になります。
- ② 無制限の利用を抑制するため、**下水道使用料は免除対象外**になりますので、ご注意ください。
- ③ **漏水による水道使用量も免除対象外**になりますので、漏水を発見された場合は直ちに修理してください。

2 免除実施期間

令和2年5月請求分から同年10月請求分の6か月。

①奇数月請求の方は、5月、7月、9月に、

②偶数月請求の方は、6月、8月、10月に徴収する分が対象。

検針日、水道使用期間、口座振替日の一覧のイメージは下表のとおりです。

検針月	検針実施日	水道使用期間	納付書 発送日	口座振替日 (納付書納付期限)
5月 前半	5月1日 ～10日	3月1日から5月10日 までの2か月間	5月 18日	5月27日
5月 後半	5月11日 ～20日	3月11日から5月20日 までの2か月間	5月 29日	6月15日
6月 前半	6月1日 ～10日	4月1日から6月10日 までの2か月間	6月 17日	6月29日
6月 後半	6月11日 ～20日	4月11日から6月20日 までの2か月間	6月 29日	7月15日

3 手続

対象者からの**申請手続は不要**です。

4 効果

平均的な世帯（口径13mmで、使用水量が1か月当たり20m³の世帯）の6か月の水道料金は16,500円（消費税等込）。

その他の免除見込額は下表のとおりです。

(1) 一般家庭、市内在住の個人事業者で、基本料金及び従量料金免除の場合

種類	条件	免除する水道料金額 (消費税込、6か月)
基本料金のみ 世帯	口径13mm、使用水量が1月当たり 10m ³ までの世帯、	7,788円
平均的な世帯	口径13mm、使用水量が1月当たり 20m ³ の世帯	16,500円
事業所	口径20mm、使用水量が1月当たり 50m ³ の事業所	53,460円

(2) 営業用、工場用で基本料金のみ免除の場合

口径	基本料金（消費税込、6か月）
13 mm	7,788円
20 mm	14,850円
25 mm	18,480円
30 mm	28,380円
40 mm	52,800円
50 mm	78,540円
75 mm	195,360円
100 mm	331,980円
150 mm	729,960円
200 mm	1,026,300円

5 お問い合わせ

小野市水道お客様センター

電話番号：0794-63-1012

受付時間：平日の8時30分から18時15分まで

Q&A

問1 なぜ、水道料金を免除するのですか？

答1 新型コロナウイルスの感染が広がり、日々報道される感染者数、事業所の休業、事業縮小に伴う離職や収入減少など、社会全体が重苦しい雰囲気にも包まれています。小野市では、このような社会情勢を憂慮し、下記のような状況を踏まえ、市民の生活を守り、少しでも明るい話題を提供するため、迅速かつ目に見える形で、支援策を実施することにいたしました。

(1) 水道水はどの家庭においても使われており、外出自粛要請、学校の臨時休校、テレワークなど在宅で過ごすことが多くなっており、水道使用量が増加している。

(2) 飲食店その他の個人事業主は、経済的に大きな打撃を受けており、収入がないにもかかわらず固定費である光熱水費の負担が大きくなっている。この施策が、「市民の暮らしを守り、この困難を市民の皆さまと一緒に乗り越えよう」というメッセージになれば」と思っています。

問2 「一般家庭及び市内在住の個人事業者」とそれ以外の者とで差を設けるのはなぜですか？

答2 法人は、個人事業者に比べて、社会的信用があり、また、税制面においても経費に認められる範囲が広い（経営者への給与や保険料等）など、アドバンテージがあります。このような観点から、このたびの新型コロナウイルス感染症による休業要請、営業時間の短縮などに伴い客足が激減している市内の飲食業をはじめとする個人事業者への影響が大きいと考え、法人と個人事業者との間で免除する範囲に差を設けました。

また、個人事業者であっても、市内に在住され、市民税を納付していただいている方を少しでも助けてあげたいという理由から、市内の個人事業者は全額免除、市外の個人事業者は基本料金のみ免除といたしました。

問3 水道料金の免除に、所得制限はあるのですか？

答3 所得制限はありません。

問4 水道料金の免除による対象件数、市の水道事業会計への影響は？

答4 対象見込者数及び総額は次のとおりです。

約2万件、総額約3.5億円。

内訳 一般家庭及び市内在住の個人事業者 18,000件、320百万円
上記以外の事業者 1,500件、30百万円

問5 どうして下水道使用料は免除しないのですか？

答5 水道使用の無制限利用を抑制するため、下水道使用料は免除いたしません。
また、下水道事業は、平成28年10月に平均15%の値上げを実施し、経営改善に努め、ようやく黒字化することができました。しかし、未だ多額の未処理欠損金（累積赤字）があることから、この度の水道料金免除に併せて、下水道料金の免除も検討しましたが、経営改善途上での収入減少は影響が大きいと判断し、免除実施を見送ることとしました。この点については、ご理解、ご協力をお願いいたします。